

令和4年度健康づくり事業のご案内

当健保組合はさまざまな事業で みなさんの健康をバックアップします

令和4年度も、当健保組合ではみなさんの健康づくりを応援する事業を実施いたします。
ぜひご活用いただき、健康維持・増進にお役立てください。

保健知識を高めて いただくために

① 機関誌『中国しんきんけんぽ』を
発行（年3回）

② 法改正等のパンフレットを配布
（年3回）

③ 新規取得者に『社会保険の知識』
を配布（随時）

④ 40歳到達者に『健康管理手帳』を
配布

⑤ 初産者に育児月刊誌『赤ちゃん
と！』を配布（随時）

⑥ 保健事業推進委員会・健康保険委
員会を開催

⑦ ホームページの運用管理（年間）

病気の 予防のために

① 日帰り人間ドックに特定健診項目
を含めて実施

（対象は40歳以上の被保険者・被
扶養者である配偶者）

② 特定保健指導の実施

③ 節目年齢対象の日帰りドックの実施
（対象は30・35歳の被保険者）

体力づくり・ 保養のために

① 各種運動競技大会の参加補助

② 5県選抜軟式野球大会の開催

③ ウォーキングプログラム

④ 契約保養所の利用補助

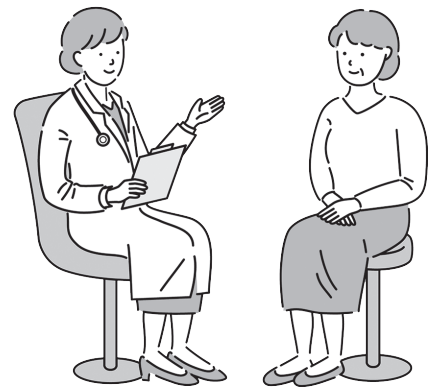
⑤ 郵送による子宮頸がん検査の実施
（対象は被保険者および被扶養者
である配偶者）

⑥ 郵送による大腸がん検査の実施
（対象は被保険者および被扶養者
である配偶者）

⑦ インフルエンザ予防接種の費用補助

⑧ 医療費通知

⑨ 新型コロナウイルス感染予防対策

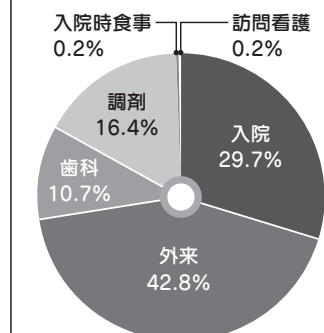


医療費の状況（令和4年1月分）

		令和4年		令和3年		増減率(%)
		1月分(千円)	構成割合(%)	1月分(千円)	構成割合(%)	
医 療 費 総 額		92,291	100.0	79,989	100.0	15.4
内 訳	入 院	27,413	29.7	19,466	24.3	40.8
	外 来	39,515	42.8	35,034	43.8	12.8
	歯 科	9,852	10.7	9,403	11.8	4.8
	調 剤	15,099	16.4	15,313	19.1	▲1.4
	入院時食事	224	0.2	173	0.2	29.5
	訪 問 看 護	188	0.2	600	0.8	▲68.7

	令和4年1月(人)	令和3年1月(人)	増減(人)	増減率(%)
被保険者数	5,059	5,187	▲128	▲2.5
被扶養者数	3,553	3,701	▲148	▲4.0

	令和4年1月
前期高齢者該当者数	216人
前期高齢者医療費	4,966千円

令和4年1月分の
医療費の割合

日帰り人間ドックの 費用補助を ご活用ください

できるだけ多くの方に受けていただくよう、人間ドックを受診した方に対して、当健保組合では費用の補助を行っています。人間ドックを受けることで、特定健診（40歳～74歳対象）を受診したものと取り扱いますので、ぜひご受診ください。

詳細は、当健保組合のホームページでご確認いただけます（URLは表紙をご覧ください）。

1 実施対象者

令和4年4月1日現在、次に該当し、受診を希望する方。ただし、資格を喪失した場合は受診できません。

- ・ 40歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者である配偶者（昭和58年3月31日以前生まれの方）
- ・ 30歳の被保険者（平成4年4月1日～平成5年3月31日に生まれた方）
- ・ 35歳の被保険者（昭和62年4月1日～昭和63年3月31日に生まれた方）

2 実施時期

令和4年4月から令和5年3月末までの間

3 実施機関

当健保組合が委託契約した健診機関

4 負担額

①当健保組合負担額
27,500円（25,000円＋消費税）

ただし、検査費用が上記に満たない場合は、実費（基本料金のみ）。

②自己負担額

受診検査費用から当健保組合負担額を差し引いた額。

※乳がん、子宮がん、前立腺がん、その他オプション等の費用は、すべて自己負担となります。

5 検査項目

受診健診機関が定める検査項目（特定健診項目含む）



※原則として、日帰り人間ドックで受診していただいておりますが、被扶養配偶者に限り、集合契約による特定健診のみの受診を実施いたします。

特定健診のみを受診されたい場合は事前に受診券の発行を当健保組合に申請してください。

被扶養者の資格更新調査に ご協力ください

ご家族が被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国では、保険給付適正化の観点から、被扶養者の資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に使用し、健保財政の安定化を図るため、被扶養者の資格確認にご協力をお願いします。

なお、調査までに就職や結婚などで他の健康保険に加入された場合は、「健康保険被保険者証」を添えてすみやかに削除の届出をしてください。

また、収入基準額超過または共働き夫婦（双方が健康保険の被保険者）で収入逆転した場合も、「健康保険被保険者証」の提出がない場合は、提出期限までに必要書類の提出がない場合は、ことがありますので、ご承知おきください。



「健康保険被保険者証」を添えてすみやかに削除の届出をしてください。

◆実施対象者

被扶養者。原則として令和4年1月1日以降認定の被扶養者は対象外となります。

◆調査票の配付時期

令和4年7月初旬の予定です。

◆調査票の提出期限 および提出先

令和4年7月29日（予定）までに事業所の健保組合担当者にご提出ください。

被扶養者資格の取り消しをさせていただきます。